

2022年1月

ジェトロ・パリ事務所

法務・労務・税務セミナー概要(2021年12月8日開催 於パリ)

講師: 遠藤佳澄、南英子(FIDAL Japan Desk)

テーマ: <駐在員に適用される税法>

I. 個人所得税

フランス税法に基づく税務上の居住者

下記規定のうち、1つでも対応すればフランスにおける税務上の居住者とみなされる。

- 世帯がフランス国内にある人 (世帯とは家族が日常的に住む所)
- フランスが主な居住地である人 (暦年で183日以上居住)
- フランスで職業活動をしている人
- フランスに主な収入源がある人
- フランスの給与明細書が発行され給与が支払われている人

居住者/非居住者

税務上のフランスの居住者と非居住者により、納税者および雇用主の義務が異なる。

納税者の義務:

全世界収入に対する課税 (居住者) またはフランス源泉の収入のみ課税 (非居住者)

給与所得以外にも不動産富裕税 (130万ユーロ以上の不動産を所有)、贈与税、相続税も課税対象となる。不動産富裕税については、赴任から5年間はフランス国内の不動産のみ、6年目以降は全世界で所有する不動産が対象となる。贈与税、相続税については、過去10年間のうち6年間フランスの居住者の場合に課せられる。

雇用主の義務:

従業員が居住者の場合: PAS (給与から毎月源泉徴収)

従業員が非居住者の場合: RAS (所定の申告書を用い3カ月毎に申告および支払いを同時に行う)

日仏租税条約に基づく居住者

日仏租税条約第4条を基準として居住者が定められる。以下の基準を1から確認し、どちらか定められない場合は2で判断というように順番に確認する。

1. 住居がある
2. 重要な利害関係の中心がある
3. 日常的に住んでいる
4. 国籍
5. 上記では判断できない場合、2カ国の管轄当局による合意に基づき定める

課税対象の範囲

- フランスの税務上の非居住者はフランスを源泉とする所得のみを対象とし課税。
- フランスの税務上の居住者は全所得を対象とし課税。二重課税を回避するため日仏租税条約を適用。

給与所得に関する課税権

日仏租税条約第 15 条に準拠する規定：

一般原則：所得は職業活動を行う国にて課税

例外：下記の 3 つの条件をすべて満たす場合は、課税権は日本にある。

- 一方の締結国（日本）の居住者が連続する 12 カ月の期間中に他方の締約国（フランス）に一回または複数回滞在するが 183 日を超えない。
- 給与は他方の締約国（フランス）の居住者ではない雇用主またはその代理人が払う。
- 報酬が雇用主の当該他方の締約国内（フランス）に有する恒久的施設によって負担されるものでないこと。

駐在員に適用される優遇税制（税法 155 B 条）

1. 適用条件：

優遇税制は以下の条件をすべて満たす従業員または会社責任者に適用される。

- 原則、赴任と同時にフランスの税務上の居住者である。
- 赴任前 5 年間にフランスの税務上の居住者ではない。
- グループ内の異動である。またはフランスに所在する企業に直接に雇用された。

2. 適用範囲：

フランス国内における職業活動と直接に関係し支給される手当（海外勤務手当、教育費、アパート代、住民税など）は控除。ただし、ケースバイケースで、日本でもアパート代、教育費などの手当があった場合は、フランス赴任に起因するとはみなされない場合もある。フランスの現地職員も享受する車支給等も対象外。

また、2018 年 11 月 15 日以降に赴任した駐在員で、フランス国外で採用されたのであれば一律 30%控除を適用することもできる。

控除制度を適用した結果算出される課税対象額は、社内または類似した企業における同等の職務に対し支払われる課税対象額と比較し、その額を下回ってはいけない。

さらに、フランス国外勤務手当も、フランス国外における活動が雇用主の判断に基づく場合、控除の対象となる。国外勤務手当は出張手当とは異なるもので、フランス国外に頻繁に出張に行く場合に支給されるものが対象となる。フランスの子会社と雇用関係にあることが条件。フランス国外源泉の配当、利子、売却利益、知的財産権にかかわる所得は一部（50%）控除される。

3. 適用期間：

2016 年 7 月 6 日以前に赴任の場合、赴任後 5 年目の 12 月 31 日まで適用可能。2016 年 7 月 6 日以降に赴任の場合は 8 年目の 12 月 31 日まで適用可能。ポストの変更やグループ内で勤務先が変更となった場合、駐在員ではなく現地採用となった場合でも本規定を適用し続けることが可能。

4. 控除額上限 :以下のうち従業員にとって有利な方を適用
- 課税対象額総額の 50%
 - フランス勤務となるために特別に支給される手当については全額または上限まで。更にフランス国外勤務手当は 20%を上限とし控除。

II. 住民税

住民税は所有者でも賃貸または無償で借りている場合でも 1 月 1 日に居住していた住所が課税対象となる。特段の申告手続きはなく、税務署が住居の価値および所得により金額を決定する。

フランス政府は所得および家族構成に応じ住民税を段階的に引き下げている。2021 年度は最低 30 %の減税を実施、2022 年度は 65 %、2023 年度以降は全面廃止の予定。

(以上)